



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会社名 内外テック株式会社
代表者名 代表取締役社長 権田 浩一
(JASDAQ・コード3374)
問合せ先 取締役 管理本部長 佐々木 政彦
電 話 03-5433-1123 (代表)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議し、また、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 55 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 28 年 10 月 1 日

(参考) 但し、株式売買後の振替手続との関係で東京証券取引所における売買単位の 100 株への変更予定日は、平成 28 年 9 月 28 日となります。

(4) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の規定に基づき、取締役会決議によって行うものですが、この定款一部変更は、本株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

本株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもって、当社の定款は次のとおり変更となります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,700万株</u> とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>850万株</u> とする。
第 7 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第 9 条～第13条 (条文省略)	第 9 条～第13条 (現行どおり)

4. 日程

取締役会決議日	平成 28 年 5 月 20 日
定時株主総会開催日	平成 28 年 6 月 23 日 (予定)
1,000 株単位での売買最終日	平成 28 年 9 月 27 日 (予定)
100 株単位での売買開始日	平成 28 年 9 月 28 日 (予定)
単元株式数変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日 (予定)

以 上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では2株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

併せて、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか？

A 4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に2分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、所有株式数および議決権は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例1	2,000株	2個	1,000株	10個	なし
例2	1,500株	1個	750株	7個	なし
例3	1,003株	1個	501株	5個	0.5株
例4	200株	なし	100株	1個	なし
例5	13株	なし	6株	なし	0.5株
例6	1株	なし	なし	なし	0.5株

- ・例1、例4に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例2、例3、例5の単元未満株式（効力発生後において例2では50株、例3では1株、例5では6株）につきましては、従前と同様に、ご希望により「単元未満株の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度がご利用いただけます。
- ・例3、例5、例6に発生する端数株式につきましては、会社法第235条に基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。このお支払代金（端数株式処分代金）は平成28年11月下旬頃お送りすることを予定しております。
- ・例6の効力発生前の所有株式数が1株の株主様は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式になり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか？

A 5. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は2倍になります。

したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様が所有する当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の2倍となります。

Q 6. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか？

A 6. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか？

A 7. 次のとおり予定しております。

平成 28 年 6 月 23 日 (予定) 定時株主総会決議日

平成 28 年 9 月 27 日 (予定) 1,000 株単位での売買最終日

平成 28 年 9 月 28 日 (予定) 100 株単位での売買開始日

平成 28 年 10 月 1 日 (予定) 単元株式数変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日

平成 28 年 11 月下旬 (予定) 端数株式処分代金のお支払い

Q 8. 株主自身で何か必要な手続きはありますか？

A 8. 特に必要なお手続きはございません。

※株主名簿管理人 (お問い合わせ先)

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-8507 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話：0120-288-324 (フリーダイヤル)

受付時間：午前9時から午後5時まで (土日・祝日を除く)

以 上